

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）-1936年豪州貿易 転換政策をめぐって-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秋谷, 紀男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7184

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

— 1936年豪州貿易転換政策をめぐって —

秋谷紀男

《論文要旨》

1932(昭和7)年8月、カナダのオタワで英帝国経済会議(オタワ会議)が開催された。この会議の結果、英国はカナダ、豪州、ニュージーランド、インドなどとの間に広範な互恵協定を制定した。

豪州政府は産業保護、輸入防遏の目的から1921年に保護主義的色彩の濃厚な新関税法を制定していたが、オタワ会議以降はさらなる関税改正を行い、国内産業保護の観点から課税品目を拡大し、多くの品目で課税額を引上げた。豪州連邦の関税引上げは、日本の羊毛工業、人絹工業および関連貿易商社に大きな影響を与えた。こうしたなか、1934(昭和9)年4月、豪州連邦政府副総理兼外務大臣ジョン・グレイク・レーサム(J.G.Latham)一行が「豪州東洋使節団(The Australian Eastern Mission)」として極東地域を訪問し、日本にも約二週間滞在した。

1935(昭和10)年7月、日本から豪州返礼使節団が両国関係の緊密化を図ることを目的にキャンベラの豪州連邦政府当局を正式訪問した。日本としては、この使節団を契機として日豪通商交渉を推し進めたいと考えていた。しかし、日豪関係は日本脅威論を背景に、豪州政府が日本との通商関係を修正するという方向に向かっていった。豪州政府は1936(昭和11)年5月に貿易転換政策に基づく関税改正を行い、日本商品に対して輸入禁止の高関税を課した。これに対して、日本政府は同年6月25日に対豪通商擁護法を発動するに至った。

本稿では、豪州政府の貿易転換政策に基づいて実施された1936年関税改正と日豪通商関係について、日本国内の新聞報道、豪州外務大臣レーサムの訪日レポートなどを中心に明らかにしたい。さらに、豪州政府の高関税の導入と日本側の強硬な通商擁護法の発動のなかにあって、日豪貿易がどのような影響を受け、羊毛・人絹関連企業、貿易商社、および国内経済団体はどのような対応を行ったかを明確にすることを目的としている。

キーワード：日豪貿易，豪州東洋使節団，日豪通商条約，オタワ会議，通商擁護法，羊毛，人絹，高関税，貿易転換政策

目次

はじめに

I. 日豪通商条約をめぐる日豪関係

- (1) 日豪貿易の概観
- (2) 豪州関税制度の変遷
- (3) 豪州東洋使節団の日本親善訪問
- (4) 豪州返礼使節団の出発
- (5) 日豪通商交渉の難航（以上，本号）

II. 1936年豪州貿易転換政策と日本の対応

- (1) 豪州政府の高関税の導入
- (2) 通商擁護法発動までの日豪両国の動き
- (3) 通商擁護法の発動
- (4) 日豪通商紛争の一時的妥結
- (5) 通商擁護法による日豪貿易への影響

むすびにかえて

はじめに

1910年代以降の日本と豪州連邦（以下，豪州）との貿易収支は，日本の入超状態が続いていた。日本の豪州輸出額が豪州からの輸入額を上回った唯一の年は1918（大正7）年である。この年は，第一次世界大戦による日本の好景気を背景として輸出が拡大し，対豪輸出額は6,482万7,000円を記録し，対豪輸入額4,887万4,000円を上回って1,595万3,000円の黒字が出た。しかし，日本の出超はこの年のみであり，大正バブルが崩壊すると対豪輸出額は急減し，1921（大正10）年には2,155万8,000円まで輸出額が落ち込んだ。

昭和期に入っても金融恐慌，昭和恐慌の影響で日本の対豪輸出は不振であ

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

り、1931（昭和6）年には1,840万5,000円まで対豪輸出額が落ち込んだ。しかし、1932年以降、対豪輸出は金輸出再禁止による円為替の下落によって増加し始めた。1935（昭和10）年には7,479万3,000円まで増加し、対豪輸出額では最高額を記録した。一方、日本の対豪輸入額は1910年代から1930年代にかけても増加し続けた。その額は、1924（大正13）年に1億円を突破し、翌年には1億4,996万9,000円となった。これは、日本の対豪輸入額が対豪輸出額を1億円以上超過し、1912（大正元）年比でみても約11倍の増加をしたことになる。さらに、1933（昭和8）年には2億円を突破し、1935年には2億3,512万8,000円にまで達した。1935年の輸入額は1912年比で約18倍であり、同年の輸出額指数約8倍と比較しても、対豪貿易では日本の輸入額が輸出額を大きく上回っていた（第1表）。日本の豪州からの主要輸入品目は羊毛であり、日本からの主要輸出品目は綿布、人絹布等であったが、豪州の関税政策による高関税によって日本の対豪貿易は片貿易の状態を抜け切ることが出来なかったのである。

豪州では関税引き上げが度々行われた。豪州最初の統一的な関税法は、1901年10月8日に連邦議会に提出され、即日その仮施行をみた。この関税法は1902年に施行されたが、軽微ながらも保護主義的政策を採っていた。さらに、1908年には新関税法が制定され、保護政策を確立した後、1914年から1917年の関税改正により保護主義の程度を高め、英国特惠を拡張した。第一次世界大戦後、豪州は戦争による莫大な負債により財政困難をきたしたが、これに加え物価昂騰、製品の輸入杜絶、外国ダンピング品の流入により新産業は打撃を受け、一層の産業保護、輸入防遏に取り組むことになり、1921年には保護主義的色彩の濃厚な新関税法が制定された。豪州政府は、これ以降も1930年代を通して度々関税改正を行い、関税改正のたびに国内産業保護の観点から課税品目が拡大され、多くの品目で課税額が引き上げられた⁽⁴⁾。

第1表 日豪貿易額の推移

単位:千円

	日本の対豪輸出 (a)		日本の対豪輸入 (b)		入超額 (b - a)	
	価額	指数	価額	指数	価額	指数
1912(大正元年)	8,628	100	12,791	100	4,163	100
1913(大正2年)	8,637	100	14,943	117	6,306	151
1914(大正3年)	10,868	126	14,580	114	3,712	89
1915(大正4年)	18,098	210	28,571	223	10,473	252
1916(大正5年)	27,776	322	43,332	339	15,556	374
1917(大正6年)	27,289	316	32,934	257	5,645	136
1918(大正7年)	64,827	751	48,874	382	-15,953	-
1919(大正8年)	30,825	357	56,630	443	25,805	620
1920(大正9年)	58,115	674	62,459	483	4,344	104
1921(大正10年)	21,558	250	36,398	285	14,840	356
1922(大正11年)	36,746	426	62,090	642	45,344	1,088
1923(大正12年)	32,638	378	96,623	755	63,948	1,536
1924(大正13年)	41,909	486	119,968	938	78,059	1,875
1925(大正14年)	47,495	550	149,969	1,172	102,474	2,462
1926(昭和元年)	51,611	598	128,396	1,038	76,785	1,844
1927(昭和2年)	50,566	586	122,840	960	72,274	1,736
1928(昭和3年)	43,000	498	130,494	1,020	87,494	2,102
1929(昭和4年)	44,057	511	132,600	1,037	88,525	2,126
1930(昭和5年)	25,486	295	94,215	737	68,729	1,653
1931(昭和6年)	18,405	213	113,337	886	94,932	2,280
1932(昭和7年)	36,895	428	134,277	1,050	97,328	2,338
1933(昭和8年)	51,416	596	204,586	1,599	153,170	3,679
1934(昭和9年)	64,462	747	197,758	1,546	133,296	3,202
1935(昭和10年)	74,793	867	235,128	1,838	160,334	3,851

(注) 『濠洲の対日高関税と通商擁護法発動迄の経緯概略』(日濠協会, 1936年8月), 75-76頁,
 『最近濠洲の保護関税政策』(日本商工会議所, 1931年3月), 169-170頁により作成。
 原典は外務省通商局編纂『海外経済事情』, 大蔵省『大日本外国貿易年表』, 同月報。

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

また、英国は1932（昭和7）年8月にカナダのオタワで英帝国経済会議（オタワ会議）を開催し、この決議によりカナダ、豪州、ニュージーランド、南阿連邦、南ローデシア、ニュー・ファウンドランド、インドとの間に広範な互惠協定を制定した。この英帝国間の特恵関税によってその他の国は大いなる影響を受け、この特恵関税設定上、必要ある場合には外国品に対する一般関税又は中間関税を特に引上げることとした。これにより英国は、1932年3月1日の輸入税法とオタワ会議の結果として、1860年以来の自由貿易主義を完全に抛棄し、外国に対しては互惠求償、英帝国内においては特恵関税の設定と英帝国産品に対する優先的輸入割当の付与を与えることとなった⁽²⁾。

数度にわたる豪州政府の関税改正は、日本の対豪輸出に大きな影響を与えていたが、オタワ会議以降は、日本の貿易は英国のみならず豪州とも不利な状態が増長していった。日本としては豪州と通商条約を締結し、円滑な貿易関係を維持したいと考えていたが、なかなか交渉は進展しなかった。こうしたなか、1934（昭和9）年4月、豪州連邦政府副総理兼外務大臣ジョン・グレイク・レーサム（J.G.Latham）一行が「豪州東洋使節団（The Australian Eastern Mission）」として極東地域を訪問し、日本にも約二週間滞在した。この滞在中、日本政府は通商関係の改善を積極的に要望したのに対して、豪州側は日豪親善友好関係の増進を中心に交流を図った。一方、日本からは1935（昭和10）年7月に豪州返礼使節団が両国関係の緊密化を図ることを目的にキャンベラの豪州連邦政府当局を正式訪問した。日本としては、この使節団の渡豪を契機として日豪通商交渉を推し進めたいと考えていた。

しかし、豪州政府は1936（昭和11）年5月に貿易転換政策（Trade Diversion Policy）に基づく関税改正を行い日本商品に対して輸入禁止的高関税を課した。これに対して、日本政府は反発し、同年6月25日に対豪通

商擁護法を発動するに至った。この通商擁護法に関しては、新聞紙上でも多くの見解と業界の対応が報告され、日豪関係は悪化の一途をたどった。

従来、1936年の豪州関税改正を中心とした日豪通商問題については、主として外交通商史的關係からの研究⁽³⁾が行われてきた。このため、日本国内での財界の反応および豪州貿易関連企業のとった対策の詳細についてはあまり明らかになっていないのが現状である。本稿では、1936年の豪州政府の関税改正が実行に移された日豪通商關係について、日本国内の新聞報道、レーサムの訪日レポート⁽⁴⁾などを中心に考察し、豪州政府の高関税の導入と日本側の強硬な通商擁護法の発動に対して繊維關係企業、国内經濟団体、あるいは豪州貿易関連企業はどのような対応を行ったかを明確にしたいと考えている。

I. 日豪通商条約をめぐる日豪關係

(1) 日豪貿易の概観

日豪貿易が豪州の輸出超過の傾向にあったことは前述したが、1913年の豪州対日輸入額は68万3,629英ポンドであり、主要輸入九品目でみると豪州総輸入額の1.24%しかなかった(第2表)。輸入品目も絹織物が大部分を占め、太平洋戦争直前にみられた輸入品目の多様性はなかった⁽⁵⁾。

しかし、第一次世界大戦による日本經濟の好景氣を背景として、日豪貿易は様相を異にするようになった。それまでの日本は、洗い上げ羊毛を輸入し、少量の小麦粉を輸入していたが、国内羊毛工業の勃興にともない大量の脂付羊毛を輸入し、輸出用の小麦粉を国内で製粉するために大量の豪州産小麦を買い付けるようになったのである。これにより、日本の対豪輸出は増加し、豪州主要輸入九品目の割合はドイツ、フランスがその比率を低下する一方で、1931-1932年に6.67%、1934-1935年には8.11%まで上昇した。日本から豪

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

州への輸出品は従来の絹織物に加え、綿織物、人絹織物、タオル、金属製品、機械類、陶器、袋物、食料品、紙、文房具等に種類を広げた。また、豪州から日本への輸出は羊毛、小麦に加え牛脂、亜鉛、鉄鋼、屑鉄、皮革、銑鉄、貝殻、鉛、カゼイン等多種の原料品を加えるに至った。日本は豪州にとって英国、米国に次ぐ貿易国となり、とくに羊毛輸出は激増し、豪州牧畜業者およびその関係者にとって重要な位置を占めるに至ったのである⁽⁶⁾。

豪州からの羊毛輸出は、1920年代から1930年代にかけて英本国が第一位を維持していた。1926-1927年の豪州羊毛輸出高（第3表）をみると、第一位は80万3,589俵の英本国であり、第二位フランス（57万8,942俵）、第三位ドイツ（32万2,573俵）と続いていた。日本は26万6,543俵で第四位であったが、1928-1929年に第三位、1930-1931年以降は第二位となった。さらに、1935-1936年には英国の95万7,983俵に対して日本は77万9,857俵となり、英本国との差を縮めつつあった。

このように、日本の対豪貿易が活発化すると、日本からの優良低廉な綿織物、人絹織物、雑貨の輸入は豪州における英国の地盤を急速に低下することになり、英国の機業家、各種製造工業品の輸出業者は豪州市場の喪失に関して大きな危惧を抱くことになった⁽⁷⁾。豪州の対日重要商品輸入額（第4表）によれば、1933-1934年には絹織物が152万1,000英ポンドで断然首位であり、綿織物は58万1,000英ポンド、生糸26万8,000英ポンドの順序であった。1934-1935年には絹織物が195万1,000英ポンドと43万英ポンドの増加を示したほか、綿織物は92万9,000英ポンドまで増加した。一方、豪州の対日重要商品輸出額（第5表）によれば、羊毛が1933-1935年に1,212万8,000豪ポンドで圧倒的に首位を占めていた、小麦は104万2,000豪ポンドで小麦の十分の一以下であり、羊毛と小麦で豪州の対日輸出のほとんどを占めていた。

一方、日本の人絹織物輸出は、1920代後半から1930年代にかけてイギリ

ス、イタリアなど人絹織物輸出国が開拓していた人絹織物市場に低コストを武器として増大していった。1928-1929年度のインドの人絹織物輸入高は、第一位のイタリアが1,780万5千ヤード、第二位のイギリスが1,261万9千ヤードであり、第三位の日本は上位二国と大きく差が開いた379万9千ヤードであった。蘭印では1928年にイギリスが80万3千グルテン、オランダが50万9千グルテン、ドイツが40万9千グルテン、シャムが36万9千グルテンで日本は第五位の33万3千グルテンの輸出にとどまっていた。豪州では1930-1931年の人絹織物輸入総額のうち日本の人絹織物は4%程度であった。また、上海の人絹織物輸入高でも1927（昭和2）年にはイギリスが271万4,761ヤードで首位を占め、日本は四位の12万1,642ヤードに過ぎなかった。しかし、上海では翌1928年に日本が397万4,520ヤードを輸出して首位となり、二位のイギリス（227万9,929ヤード）を大きく引き離すに至った。また、インドでは1929-1930年度、蘭印では1929年、豪州でも1932-1933年度に日本が首位に躍り出た⁽⁸⁾。

こうした日本の人絹織物輸出の躍進は、絹織物業における力織機の普及と人絹糸コストの大幅な低下に基づいている。すなわち、人絹工業が本格的発展を開始した日本の絹織物工業は、羽二重、絹紬・富士絹等の輸出を通じて輸出向け産地での力織機化をほぼ完了していた。1925年の力織機台数は8万9,000台であり、1924年のフランスの力織機台数4万5,454台を上回っていた。また、日本の絹織物工の賃金は、相当高めに計算してもスイスの三分の一、フランスの70%でしかなかった。しかも、昭和恐慌によって工場労働者の賃金は大きく下落したこともあり、1933（昭和8）年に日本の人絹糸コストは世界最低となった。このように、日本の人絹工業は、高度に発展していた絹織物工業の力織機を活用するとともに、低賃金による生産コストの低下を利用して急激な発展を示したのである⁽⁹⁾。日本の人絹製品の外国市場への流入は、各国の反発を招くこととなり、関税引上げをはじめとする輸入

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

制限措置が採られた（第6表）。豪州でも日本製品防遏のための関税上げが実施されるに至った。

（2）豪州関税制度の変遷

1788年の豪州植民地開設から1901年1月1日の豪州連邦（the Commonwealth of Australia）⁽¹⁾ 成立以前までの関税制度は、各州が特殊の関税法を定めており、外国輸入品のほか他州よりの輸入品にも関税を課し

第2表 豪州輸入主要九品目に占める各国比率

単位:%

年次	日本	ドイツ	フランス	英国	米国	全体
1913	1.24	10.68	3.61	58.38	10.86	100.00
1931-1932	6.67	4.03	3.41	53.90	9.12	100.00
1932-1933	7.98	3.82	2.67	54.20	8.17	100.00
1933-1934	7.79	3.69	1.99	55.62	9.15	100.00
1934-1935	8.11	3.39	1.44	54.23	12.95	100.00

(注)西川忠一郎『最近の濠洲事情』（三洋堂書店、1942年10月）、257頁。

第3表 豪州羊毛主要国別輸出高

単位:俵

年季	英本国	フランス	ドイツ	日本	ベルギー	合衆国	イタリア	その他	合計
1926-27	803,589	578,942	322,573	266,543	249,152	14,140	88,455	11,817	2,462,480
1927-28	736,104	496,217	359,161	357,775	261,809	97,900	113,998	46,936	2,469,904
1928-29	806,842	561,782	332,366	340,706	327,787	70,805	129,613	74,439	2,644,340
1929-30	784,466	597,988	322,783	284,244	262,189	69,017	116,873	36,949	2,474,509
1930-31	837,734	496,936	347,032	508,421	253,366	71,707	123,048	23,556	2,661,800
1931-32	985,227	391,117	274,701	628,310	223,039	33,909	189,207	26,726	2,752,236
1932-33	939,524	435,505	387,503	651,369	320,430	19,785	213,962	69,777	3,037,855
1933-34	835,160	240,289	415,031	571,031	358,204	19,292	200,894	88,859	2,728,760
1934-35	1,125,331	276,091	101,553	635,872	448,689	19,736	59,707	184,617	2,851,596
1935-36	957,985	257,526	107,429	779,857	373,692	90,126	17,833	198,115	2,782,563
1936-37	1,067,088	278,428	151,226	286,628	440,674	263,805	117,139	189,549	2,795,137
1937-38	1,125,598	446,178	192,375	237,553	316,263	16,522	99,705	220,066	2,654,260

(注) (1) 日本羊毛工業会『昭和十年度羊毛工業統計年表』（1936年2月）、37頁、および同会『昭和十二年度羊毛工業統計年表』（1938年2月）、45頁により作成。

(2) 年季は7月1日から翌年6月30日。羊毛にはトップは含まれていない。

第 4 表 豪州の対日重要商品輸入額

単位:千英ポンド

	絹織物	綿織物	生糸	陶磁器	魚缶詰	硝子製品
1933-1934	1,521	581	268	139	24	43
1934-1935	1,851	929	195	163	44	52
1935-1936	1,666	913	327	163	53	65

(注)『最近三年世界主要外国貿易要覧』(1937年12月,貿易局),187-188頁により作成。

第 5 表 豪州の対日重要商品輸出額

単位:千豪ポンド

	小麦	羊毛	皮類	獣脂	故鉄	亜鉛
1933-1934	1,042	12,128	53	158	77	113
1934-1935	2,274	8,680	115	174	138	164
1935-1936	1,924	14,594	139	81	116	242

(注)『最近三年世界主要外国貿易要覧』(1937年12月,貿易局),187頁により作成。

第 6 表 各国の日本人絹製品に対する輸入制限措置と日本の対応

1931(昭和6)年9月	インド,人絹織物輸入関税引上げ
1932(昭和7)年8月	中国,人絹関税高率引上げ
同	オタワ会議,南阿・濠洲等英国属領,特惠関税発表,日本品特に人絹布・綿布に対し輸入禁遏
1933(昭和8)年3月	インド人絹織物関税引上げ
6月	インド,イギリス以外の綿糸布,人絹に対し7.5割の関税引上げ
1934(昭和9)年2月	蘭印,人絹サロン・人絹綿サロンについて禁止的輸入制限
3月	日英会商決裂
6月	英領各地,日本品,主として綿布・人絹布に対し輸入制限
1935(昭和10)年6月	蘭印,人絹織物輸入制限 4,250 kg(グロス)
11月	蘭印,人絹織物輸入制限 2,708 kg(ネット)
1936(昭和11)年5月	エジプト,人絹糸・人絹織物輸入関税を引上げ
5月	日豪通商交渉決裂
6月	対豪通商擁護法発動
7月	濠洲,日本に対し第二次輸入許可制実施
8月	日本人絹糸布輸出組合連合会,人絹織物の全面的輸出統制実施
9月	蘭印,人絹織物輸入制限 3,250 kg(ネット)
12月	日豪新協定成立

(注)『日本化学繊維産業史』(日本化学繊維協会,昭和49年),132頁をもとに作成。

ていた。1901年の豪州連邦設立により各州関税は廃止され、1902年9月に連邦最初の関税法が制定された。

豪州最初の統一的関税法案は、1901年10月8日に連邦議会に提出され即日仮施行されたのち、1902年9月16日に公布された。この法案には特惠に関する規定は含まれていなかったが、この法案提出以降、各州間の貿易は関税が廃止された。その後、豪州の関税制度は、1932年8月のオタワ英帝国国会議以前において1908年、1911年、1914年、1921年、1926年、1929年、1932年など度々改正された。

1907年8月9日に提出され即日仮施行された関税法は、1902年関税法を全般的に改正し、税率水準も引き上げた。課税品目は1902年の139から444に増加した。また、有税品の約半数に対し、英本国からの輸入品の場合には従価5%の特惠税率が設けられた⁽¹²⁾。

さらに、1920年3月から仮施行され1921年に正式承認された改正関税法は、これ以後の改正関税法の基礎となったもので、第一次世界大戦中および大戦後に発達した鉄、塗料、化学薬品、セメント、機械類、船舶、自動車車両などの各種工業の保護を目的とした改正関税でもあった。このとき、三種別の税率（一般税率、中間税率、特惠税率）が採用され、豪州における英帝国特惠関税制度が確立された⁽¹³⁾。1920年にこの関税法案が提出された理由は、（1）第一次世界大戦の結果、豪州連邦は英国に対して莫大な負債を生じ、財政上の困難をきたしたこと、（2）この負債を償却するためには、未開の富源を開拓して、その産業の発展を図ることが緊要となったこと、（3）戦後、外国競争品の輸入が増加し、国内産業の維持のために外国品の輸入を防遏する必要が生じたこと、（4）豪州において国家的感情の高調がおこり、自給自足政策を必要とする世論が勃興した、こと等である。豪州政府は英国陸軍省に約3,700万ポンドの負債を抱え、さらに英国政府が戦時中豪州勘定として立替払いをした軍事費は約875万ポンドに達していた。英国政府は弁

済を要求したが、この当時の豪州経済の状況下において返済は難しい状態であった。さらに、ヒューズ首相は、豪州国内産業の保護のため労働賃金の低い国よりの輸入を防止することを内閣組閣時に公約していた⁽¹⁴⁾。

1920-1921年の改正新関税の要点は、(1) 豪州生産品に対する保護を増進したこと、(2) 豪州生産品に対して互恵的待遇を与える諸国に適用すべき中間税率を設定したこと、(3) 英国生産品に対する特恵の割合を拡張したこと、(4) 豪州において将来起るべき産業を奨励するため停止税率を新設したこと、(5) ダンピング防止のため特に付加関税を課する権限を定めたこと、(6) 補助金を受ける外国船舶によって輸入される貨物に対して、特別付加関税を課する権限を定めたこと等である⁽¹⁵⁾。この改正新関税の実施以来、豪州関税収入は著しく増加した。1919-1920年の関税収入は1,400万ポンドであったが、1920-1921年には2,200万ポンドに増加し、さらに1926-1927年には3,200万ポンドとなり、1919-1920年の二倍以上に増加した⁽¹⁶⁾。新関税が国内産業の保護を目的としていたこともあり、豪州産業も生産額を伸ばした⁽¹⁷⁾。その後、豪州の関税は毎年のように改正され、1929年には8月、11月、12月の三度にわたって改正された。8月の改正では、人絹織物の一般税率が25%から35%、絹織物の一般税率が10%から30%へと引上げられた。さらに、11月の改正では関税品目104項の改正が行われたが、8月に引上げられた人絹織物、絹織物の税率はそのまま維持された⁽¹⁸⁾。

こうした英特恵税率の設置やその引下げは、英国経済状態とも大いに関連していた。1932年の英国総輸出額は3億6,500万ポンドであり、そのうち綿製品輸出額は6,300万ポンドで総輸出額の17.3%を占め首位であった。第二位の石炭輸出額は3,100万ポンドであるから、綿製品は英国総輸出額の中で最も重要であり、綿業輸出の減退は英国経済の衰退に直結するものであった。しかしながら、1920年代以降の英国綿業は衰退の一途をたどっていた。

1913年の英国綿糸生産高は19万5,000ポンド、綿糸輸出高は生産高の11%から13%であった。綿布生産高は80億ポンド、綿布輸出高は生産高の85%から87%を占めていた。しかし、第一次世界大戦後は不景気の影響で1924年には綿糸生産高は13億5,000万ポンド、綿布生産高は55億9,000万ポンドに減退した。その後も綿糸生産高および綿布生産高ともに減少し、1930年には綿糸生産高10億3,100万ポンド、綿布生産高31億ポンドまで落ち込み、綿糸輸出高は1913年の65%に、綿布輸出高は1913年の35%まで減少した⁽¹⁹⁾。日本の綿布輸出は技術的進歩と低賃金に支えられて1920年代後半から1930年代にかけて増加し、1931年12月に金輸出再禁止が行われると円為替の下落によって急激な増加をみた。1923年から1932年を比較すると、日本綿布輸出高は約2.5倍に増加した一方で、英国は約半分に輸出高が落ち込み日本とほとんど同じレベルとなった⁽²⁰⁾。

その後、豪州では関税改正がたびたび行われたが、1932年8月のオタワ会議以後には英本国と豪州間に関税協定⁽²¹⁾が締結され、英本国と豪州間の貿易がより密接になった。豪州政府は同年10月13日にオタワ協定に基づく関税改正案を連邦議会に上程し、翌14日より仮施行したのち、11月29日に議会を通過した。さらに、1935年3月の豪州関税改正においては、大体において英特惠税率を引き下げ、一般税率のほうは据置いたものとなり、豪州と英帝国以外の国々の貿易関係はより悪化の一途をたどった⁽²²⁾。

（3）豪州東洋使節団の日本親善訪問

日豪貿易関係が関税の引上げによって悪化する中、1934（昭和9）年4月、豪州連邦政府副総理兼外務大臣ジョン・グレイク・レーサムを団長とする「豪州東洋使節団」が英領東インド、マラヤ、仏領インド・チャイナ（サイゴン）、香港、日本、フィリピンを回る約二ヶ月間の訪問に出発した。この使節団は、豪州が外交使節団として送った最初のものであった。日本には5

月9日から5月21日までの約二週間にわたって親善訪問し、長崎、神戸、東京、日光、鎌倉、京都、奈良、山田、大阪、雲仙、下関を回った⁽²³⁾。豪州側は来日以前からこの訪問は日豪親善友好関係の増進においていたが、片貿易に悩む日本側では日豪通商条約関係の調整等についても交渉を行いたいというのが本音のところであった。

レーサム一行は、5月7日午前上海発長崎丸で日本に向かった。上海から同船した東京朝日新聞特派員は、この親善訪問について「今回の親善訪問の本当の目的は日濠通商条約問題を解決するためではないのか」⁽²⁴⁾、と質問をした。レーサム外相は「決してその使命を帯びてゐない。この点余の立場をいつて置すが、余はこの問題に対し責任ある地位にはゐない。同行のモーア君は商務省関係の人で多分日本では関係実業家も会ふだらうが、余はかりにこの問題を日本政府から提出されてもこれに応じ得る立場にはゐない。目下濠洲で日本総領事と濠洲政府との間にある種の協定条件を交渉してゐるのは事実だ。それは関税引下のことも含んでゐるだらう。しかし決してまとまった通商条約といふものではない。一步一步それに近いものを造るより外はない。日本の羊毛買付は濠洲の大問題ではあるが、要するに濠洲は通商関係によつてその外交関係を決定するやうなことはしないのが伝統的政策である」⁽²⁵⁾と回答した。レーサム外相は、日本親善訪問にあたって、日豪交渉について外交問題と通商問題とは切り離して考えていく方針であることを来日以前から表明していたのである。

5月9日に神戸に上陸したレーサム一行⁽²⁶⁾は、神戸オリエンタルホテルで兵庫県、神戸市、商工会議所、日豪協会等が主催する歓迎晩餐会に出席した。レーサム外相は「余は濠洲の国家、国民、政府を代表すると共に首途に際し英本国政府も承認の下に日濠の親善を益々深うするためお国を訪れた。余は商相でないから特に日濠の経済的新条約を締結し或は具体的に或種の協定を遂行する等の用向で来訪したものではない」⁽²⁷⁾と述べ、日豪親善友好関

係を前面に出した内容の訪日第一声をあげた。

レーサム一行は5月10日夜に東京に入り、11日に広田弘毅外相を訪問し来日の挨拶をした後、12日には両国外相会談が行われた。この外相会談は、日本政府の外務大臣が他国の外務大臣と外交関係を審議する初めての会談であり、この結果は日豪親善関係の将来に対し重要な進路をもたらすものとして注目されていた。この会談で日本政府は、（1）日豪通商条約締結に関する問題、（2）片貿易調節に関する問題、（3）日本臣民の豪州における入国旅行、居住に関する特待問題、（4）公使交換問題、（5）日豪無電連絡問題、（6）日豪関係の一般的政治問題等について政府見解を述べ、レーサム外相の諒解を求める方針であった⁽²⁸⁾。

5月12日、日豪両外相会談は英国代理大使ドット氏、ドイツ代理大使同席のもとに午前10時から約一時間半にわたって行われた。会談では、まず広田外相が「日濠親善関係を緊密ならしむることはもとより根本問題であるが今後太平洋方面における文化の発展に伴ひ、日本としては特に濠洲との友好関係を密接ならしむることをもつとも熱望するものである」と述べた。これに対して、レーサム外相は「濠洲としては日本との友好関係を緊密ならしむることを希望してゐることは勿論であるが、濠洲人民の間には政府においてはほとんど問題視し居らざるに拘らず濠洲に対し将来における日本の危険を感じずるものがある」と述べ、濠州における日本に対する軍事的脅威が両国の親善関係に大きなネックとなっていることを強調した。広田外相は日本の平和的外交方針ならびに日本の対豪貿易強化の方針を述べると、レーサム外相は「濠洲としては自国の産業保護を計らなければならぬが日本品の如何なる品物につき輸入を増進するか、この問題については日本と十分話をなしたい。また、このためには濠洲としては日本に対し通商代表者を派遣する考へである」と述べ、通商代表者の派遣によって両国の通商問題を解決したいと提議した。しかし、レーサム外相は通商問題について「自分或はロイド

顧問、ムーア随員と来栖局長との間にこれを行ふとしたい」と述べるにとどまった。レーサム外相は日本の委任統治区域の南洋諸群島についても触れ、この群島に日本が防備を施すとの記事があるが、これの真偽について質問した。広田外相は南洋諸群島については委任統治条項にそうよう進め、委任統治の状況は正確に通知する方針であることを表明した⁽²⁹⁾。

このように、日豪両外相会談において、両国の懸念材料であった諸問題についての意見交換がなされた。しかし、豪州側は日本の軍事的進出について明確なる日本の方針を聞き出したいのに対して、日本側は日豪通商問題の解決を第一優先として会談に臨んでおり、両国の外交的関心にはずれがあった。これはレーサム外相が豪州通信社特派員に語った会談内容にも現れている。レーサム外相が語った内容の要旨は次のとおりである⁽³⁰⁾。

- 一、シンガポール要塞に関してはレーサム外相は右はマレー、インド、オーストラリア、ニュージーランドの防備の目的を以て構築されたもので恰も日本の防備計画の爲に日本が諸軍港を構築せると同趣旨であると説明した。
- 一、レーサム外相はオーストラリア始め諸外国において折々関心の的となつてゐるのは日本がマーシャル及びカロリン群島に防備を加えつゝあるとの報道である旨付言し廣田外相から右は全く虚報あるとの答へを得るやレーサム外相は「世界の誤解を正す爲に、日本は南洋諸島に防備を施せることなく将来も防備をなす意図を有せず又日本が連盟より脱退せる前と後たることを問はず委任統治の条文により南洋諸島に防備構築は不可能なる旨を詳述せる声明を発表しては如何」との提議をなしたが廣田外相はレーサム外相の言こそ日本の方針をよく説明せるものであることを認め声明書発表の提議に関しては考慮する旨を約した。
- 一、レーサム外相は右の件に関し日本は世界の輿論を正すために毎年連盟に報告書を提出すべきであるとの提議をなしたが之に対する廣田外相の回答については東京の新聞は廣田外相の同意を報じてゐるものがあるがレーサム外相の言によれば廣田外相は明確なる回答を与へなかつたといつてゐる。

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

レーサム外相が豪州通信社特派員に語った内容をもて、豪州国内での関心事は日本の軍備拡張、南洋諸島での防備構築問題であった。日豪両外相会談では、日本側が強く望んでいた日豪通商問題の具体的事項に関しては話し合わなかったのも両国の会談へ望むスタンスの違いがあった。1934年5月14日には日豪協会主催の歓迎茶会が約200名の出席者をもって日本工業倶楽部で開催された。この席上、レーサム外相は関税問題について「濠洲の関税は日本に不公平であるとの声を聞くが、濠洲は関税表を見れば明かな如く英国に対する特惠関税は別として米国、オランダ等その他の諸国に対しては平等である。もちろん日本には日本の立場があり濠洲には濠洲の立場があるが、両国間には出来るだけ柔かい空気を漂はすやう努めなければならない」⁽³¹⁾と述べている

通商問題に関しては、来栖通商局長とレーサム外相並びにムーア随員との会談によって日を改めて折衝が行われることになった。日本側が折衝を求めた通商問題とは（1）日本人の豪州入国旅行居住に関する問題、（2）その他の日豪通商条約締結に関する問題、（3）日豪通商増進に関し殊に片貿易調整に関する問題、（4）日豪無線連絡問題等であった⁽³²⁾。これをうけて、5月15日にはレーサム外相随員の関税省書記官ムーアと来栖通商局長、井上通商第一課長が外務省通商局長室において約二時間にわたって会談した。来栖通商局長は日豪貿易調整に関する日本側の方針を説明し、豪州が日本の如何なる製品の輸入額を増加できるかについて豪州側の意見を聴取した。また、日豪貿易の片貿易について日本側の具体的意見を述べ、これはシドニーで交渉中の日豪通商条約問題商議の際に考慮することとなった。さらに、来栖通商局長は通商条約締結問題について、日本臣民の豪州における入国旅行、居住に関する特待問題などについても触れた⁽³³⁾。このように、日豪通商条約問題をめぐって会談が行われたが、日本側は自国の意見を表明することが主体であり、これが通商条約の締結に具体的につながるかといえば甚だ疑問

であった。また、豪州政府は単独で通商条約を締結したことはなかったため、日本が最初に通商条約を締結することは極めて困難と見られていたことも事実である。

レーサム外相は5月21日午後4時長崎発の郵船北野丸で帰国したが、日本を去るにあたり、「余は日本を去るに臨んで日本と濠洲の政治的問題について語ることを欲せぬ。余は訪日以前において日本を知ってゐたが今回の訪日によつて更に日本に対する認識を深めた。余のこの際望むことは日本がより以上世界を知るとともに諸外国が更に日本に対する認識を深めることでありお互ひに諒解を増進することは即ち友情親善を進めることである。然して日濠間の諒解親善を深めつゝあることは余の欣快とするところである。日本に商務官を派遣することは余が帰国の上でなければこゝで確言することは出来ぬ。余としては商務官派遣を希望してゐるがそれは未決の問題である」⁽³⁴⁾と述べた。

レーサム外相は、1934年6月12日にブリスベンに帰豪した。その際、訪日旅行の印象について、「今回の訪日旅行はオーストラリア連邦の抱懐し居る理想経論に対する日本の理解を一層増進せしめた効果があり余は甚だ欣快としている。但し日濠通商問題に関しては連邦商務長官スチュアート氏と日本の総領事間に折衝が開始されてゐる事故今回の訪日に於ては議論しなかつた。従つて同問題に関し直接且つ具体的なる結果を只今予測することは出来ない」⁽³⁵⁾と語った。レーサム外相の日本訪問は日本の軍事的進出の状況を探るとともにその牽制を行うことにあつたといえよう。さらに、レーサム外相は、日本親善訪問の報告書⁽³⁶⁾を1934年7月3日付で作成し、ライオンズ首相に宛てて提出した。この報告書の冒頭で、レーサム外相はこの報告書が極東の国際情勢に関するものであることを記した上で、「私はとくに極東の戦争の可能性に関連して意見や部門が重要である多くの人々と会談することができ幸運であつた」⁽³⁷⁾と述べている。日本に関する報告は、(a)全般、(b)

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

満洲、(c)「日本脅威」に関する議論、(d)日本・中国・アメリカ合衆国・ロシア、(e)日本と南方、(f)日本と豪州、(g)日本の政治、(h)外交上の説明の項目に分かれていたが、レーサム外相は天皇・皇后、斎藤実首相、広田弘毅外相ほか多くの大臣、日本の政府関係者、財界関係者など日本のリーダー達と会談できたことが大変利益的であった、と述べている⁽³⁸⁾。この報告書は、7月7日に連邦下院に提出された。この報告書の中で、レーサム外相は日本への外交使節派遣に反対し、「既に英本国の外務省が日本における濠洲の権利を十分見守ってくれて居るから特に日本に外交使節を派遣する必要はない。寧ろバタヴィア、上海および東京更に場合によっては香港に通商代表を任命するのが適当だと信ずる。濠洲連邦の将来は今や極東の情勢と不可分の状態にあり濠洲政府としては極東に戦禍を惹起するやうな行動に出ることは到底考へられない。若し極東に戦争が起れば濠洲自身が該戦争に参加すると否とを問はず、濠洲は必ずや右戦争から重大な影響をうけるだらう。更に濠洲の経済的運命は主として濠洲と極東との貿易額によつて決定するだらう」⁽³⁹⁾と述べた。豪州政府にとって極東は外交通商上重要であることを認識しているが、日本だけを特別視するものではなかった。また、日本と豪州との貿易上の相違点について、レーサムは「私は大英帝国の一部分である豪州において、我々の政策は最初に豪州産業の保護に当てられ、次に英国産業の援助に向けられ、最終的に外国諸産業とそのような国での貿易にむかう」⁽⁴⁰⁾と指摘した。豪州は大英帝国と不可分の関係にあり、工業、貿易問題は豪州を優先することは勿論、英国との関連も大切であることが強調されていたのである。

（4）豪州返礼使節団の出発

レーサム外相の日本訪問によって日豪親善関係は良化されたが、日本側の望む日豪通商条約問題は進展しなかった。日豪通商条約締結に向けて日豪会

商の本交渉が開始されたのは1935（昭和10）年2月であり、約9ヶ月にわたる空白期間を生んだ。しかも、豪州側代表ガレット（Henry Gullett）通商条約大臣が英国皇帝の銀冠式出席のためにロンドンに赴いた後、欧州各国に立ち寄って豪州との通商に関して交渉を重ね帰国が著しく遅れた。このため、本交渉がさらに一年間に渡って遷延し、1936（昭和11）年1月になってようやく開始されるという事態となった。

この間、日豪関係の修復とレーサム外務大臣の日本親善訪問に対する答礼として、1935（昭和10）年7月2日、日本から親善答礼特命全権大使出淵勝次を特派することが閣議決定された。この豪州返礼使節団は、出淵大使のほか首藤安人商務書記官、豊田薫三等書記官などが同行し、キャンベラの豪州政府当局を正式訪問し広田外相の親善メッセージを提出して両国関係の緊密化を図ることが大きな目的であった⁽⁴¹⁾。

同年7月8日には日豪協会主催の豪州答礼親善使節団一行の送別会が日本工業倶楽部で開催された。この席上、日豪協会会長の阪谷芳郎は、次のような送別の辞を送った⁽⁴²⁾。

出淵大使一行が帝国政府を代表してこの十七日神戸出帆プレジデント・ウイソン号にて濠洲政府に答礼親善使節として赴かれることは両国親善並に通商上に一新紀元を創するものである。従来濠洲は日本と無条約関係にあつたがレーサム外相一向訪日の機会を捉へ帝国政府より両国通商条約締結交渉の促進方について意見の交換を行つた結果昨年十月よりキャンベラ並にシドニーにてわが村井総領事と濠洲政府との間に交渉は進行中にて、唯現在は濠洲側代表ガレット通商相が英国皇帝銀冠式に参列しまだ帰濠せられざるため遷延してゐるがガレット氏帰濠の上は万事円滑に促進するものと聞いてゐる。其間特に濠洲政府が日本駐在の商務官を任命されたのは我々の最も満足するところである。日濠協会は創立以来八年、両国の親善並びに貿易増進に努力してゐるがこゝに出淵特命大使一行の重大使命が大々的に成功あらんことを衷心より祈るしだいである。

豪州答礼親善使節団は、両国通商条約締結のためにも重大な任務を負って

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

おり、豪州側代表ガレット通商相の帰豪を待つて本格的な交渉に当ることが予想されていた⁽⁴³⁾。同年7月11日午後には出渕大使が外務省で来栖通商局長と会見し、キャンベラで交渉中の日豪通商条約に関する経過報告ならびに渡豪後における日本の通商方針の徹底策に関して協議し、つぎのような通商方針を豪州政府に対して強く説明することを決定した⁽⁴⁴⁾。

- 一、日豪両国は太平洋平和の確立に共同責任を有する国家として多年親善関係を維持し来つたといふものの両国間の国民的感情は必ずしも双方の猜疑から完全に脱却し得たものといふを得ず、濠洲政府が今日尚執拗に固執するところの白濠主義に基づく濠洲全土の東洋人全体に対する極端なる門戸の閉鎖は日本国民の如何としても理解し得ざる所である。仮に今両国間において通商調節につき何等かの根本的協定に到達することあるとしても濠洲政府が日本国民に対して尚依然白濠主義の殻の内に閉ちこもつてゐる以上両国民の真実の国民的理解は永遠に不可能と断ぜざるを得ざるべく、此点濠洲政府の今後における深甚なる考慮を求むるものである。
- 一、更にまた日本の不利なる両国の片貿易の調整問題に関しても交渉中の通商条約問題に関連して濠洲政府の深甚なる注意を喚起するの外なく、濠洲が日本に対する関係と同じく、日本が輸出超過となれる中央諸国の如きは進んで対日通商条約を破棄して条例による羈絆を脱し以て日本に対し不当の措置を取りつゝあるが、日本としては自らは他国にありてかくの如き待遇をうけつゝあるに拘らず独り濠洲に対しては両国の親善関係を鑑み却て逆に条約の締結によって濠洲の日本における市場を確保せんとしつゝあるに鑑み濠洲政府に於ても対日片貿易の根本的調整に就き特に誠意ある態度に出られんことを特に切望する

このように、日本政府は白濠主義を標榜する豪州政府に対して東洋人の門戸開放を考慮するよう要望するとともに、対豪貿易で入超が続いていた日本対豪州の貿易不均衡について豪州政府側の誠意ある対応を望んだのである。出渕大使と来栖通商局長の会談後、午後7時から外相官邸で広田外相主催の送別晩餐会が開催され、出渕大使をはじめ英協会、日豪協会、日本羊毛協会

の代表者が出席した。この席上、広田外相は日豪親善の増進を力説した⁽⁴⁵⁾。

同年7月15日、豪州答礼親善使節団は東京駅を出発、神戸からフィリピン、豪州、ニュージーランドの三カ国を回る事となった。出渕大使は「濠洲とは目下通商条約締結の交渉中であるから各方面にわが通商方針を理解せしめることに努力する考へである。現在友好関係の著るしき阻害となつてゐる日本人入国の制限問題海底電信料金の引下げ方を要望して他方日濠無線電信の開設を実現したい。而して日本人として今後発展すべき天地は東亜と同時に南太平洋にあることは明瞭で、今後は何といつても太平洋時代へ確實なる歩みを進めることを以て国策の基調としなければならぬ。それには日英米三国の強調なくしては絶対に不可能であるからこの点につき相互の理解に努めたい」⁽⁴⁶⁾と述べた。また、出渕大使は東京朝日新聞に寄せた手記の中で「今回の使節はいはゆる親善大使として濠洲及びニュージーランドを訪問して友好親善の空気を作り、彼我伝統的親交関係に一步を進むることを目的とするものであつて、別段一定の外交問題を交渉し、または特殊の経済案件を商議するためではない」⁽⁴⁷⁾と使節団の親善的目的を強調した。この一方で、出渕大使は「日濠間の貿易は著しく増進しつゝあり、昨年の貿易額は二億六千万円に達し、欧州大戦前に比すれば正に十数倍に達してゐる。これを対外国貿易の全般より見れば、濠洲との貿易はアメリカ、英領インド、関東州、満洲国について第五位をしめてをり、四億の民衆を抱有する中華民国との貿易よりも多いのである。しかも輸入貿易だけについて見るに濠洲はアメリカ、英領インドについて第三位を占めてをり、即ち豪州は我国に取り三大原料供給国の一であることは特に注意を要する点である。世上しばしば耳にする日滿経済ブロックや日滿支経済ブロックは誠に結構なことには相違ないが、仮りにかゝる「ブロック」が出来上がったとしても、近き将来にこれらの方面において躍進日本の工業諸原料を調達し、その製品を始末することは到底不可能であると思ふ。我々はこの際限界を広くし、太平洋全域に向つて経済的

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

進出を図ることを心掛けなければならぬ。就中従来比較的閑却せられてゐた南太平洋方面に向つて進出することが必要であると思ふ」⁽⁴⁸⁾と述べ、満州や中国における経済的経営の面でも、将来、豪州を含む南太平洋諸国は経済的に重要であり、来るべき太平洋時代に備えて豪州との友好的関係を締結することが重要だと強調したのである。

出渕大使一行は、フィリピンを訪問した後、シドニーに到着し、その後8月15日から二週間にわたってニュージーランドを訪問し、19日にはフォーブス首相主催の午餐会が開催されるなど大歓迎を受けた。9月3日にはシドニーに戻り、4日にキャンベラに向かった。豪州でも親日熱が高まり、メルボルンで日豪協会が設立されることとなった⁽⁴⁹⁾。豪州に戻った一行は豪州政府と通商条約交渉に当らなければならなかったが、肝心の豪州代表ガレットはいまだ欧州各国との通商条約交渉のためにいまだ帰国していなかった。結局、出渕大使一行が帰国した後、シドニー総領事と関税長官アボットとの間で条約交渉が進められることとなった。9月27日には外務省に交渉再開の報が入り、10月から交渉が再開される見込みとなった。外務省では関係各省との協議の結果、次の点を今後の交渉の争点とすることに決定した⁽⁵⁰⁾。

- 一、日本側の提案である濠洲関税引下については現在までの交渉経過において濠洲側が一部商品の関税引下を認めてゐるが、なほわが対濠輸出品中主要なる綿布、人絹織物、絹織物、陶磁器等については引下の意思を示さぬためこれら主要商品に対する現行関税を英本国特惠税率まで若しくはそれと極めて接近したる税率まで低下せしめんとする従来からの主張を貫くやう交渉すること
- 二、濠洲側よりの提案についてはそのうちに濠洲特産物の関税引下のごとき日本側としても商品の種類如何によつては応諾し得るものもあるが、元來が日濠間の通商状態は片貿易となつてゐるため両国間の貿易調整を目的とする本交渉においては濠洲側が譲歩すべきであるとの理由を以て濠洲羊毛に対する無税措置、小麦其他に対する輸入制限不実施などに関する日本政府の保証要求はこれを受諾せず、その代り当分羊毛は無税措置とし輸入制限は実施する意思なきことを濠洲側に言明するに止めること

日本と豪州との関係も良く、交渉も順調なことから1935年末までには通商条約が設立するのではないかとの予想もされた⁽⁵¹⁾。この間、日本側の村井シドニー総領事と豪州側アボット関税長官の間で通商条約の内容たる関税、輸入割り当て等について折衝が重ねられた。日本側は日本製品の豪州関税引き下げと輸入制限の不実施保障を要求した。一方、豪州側は一部の関税引き下げに応諾したが、絹織物、人絹製品、綿製品、陶磁器、玩具など日本の重要製品の関税引き下げには応じなかった。また、豪州側は羊毛に対する無税据え置き、小麦の関税不引き上げ、輸入制限の不実施の保障を日本側に要求したが、日本側は当分の間は保証するにとどまっていた。このように、日豪間の通商条約交渉はガレットの帰豪まで下交渉が進められていたが、日豪通商条約締結の本筋には入ることはできなかった⁽⁵²⁾。

(5) 日豪通商交渉の難航

1936(昭和11)年1月8日、約一年ぶりに日豪会商がキャンベラで再開された。日本側からは村井総領事、新納領事、豪州側からはガレット通商条約大臣以下各代表が出席した。ガレット不在中に日本側と豪州側では予備交渉を行っていたが、豪州関税の引き下げ要求などほとんどは結論が出ていない状況のなかで交渉は難航が予想された。また、日本側は当時日本が締結していた通商航海条約と同様に関税協定、両国民の営業、居住、航海等の自由を通商条約にも盛り込もうとしていたが、豪州側は白豪主義、英国本国との関連から関税協定のみを要望していた⁽⁵³⁾。

1936年1月17日、ガレット代表は「会商は極めて好調に進捗し近く新通商条約草案を作成して日濠両国政府に提示することとならう」⁽⁵⁴⁾と、楽観的な見解を発表した。一方、日本の外務省では遅くとも三月頃までに条約締結を目指していたが、日本の重要商品の関税引き下げなどについては依然として締結は困難な状況にあった⁽⁵⁵⁾。それでも、同年1月23日までの会商経過

濠州保護関税政策と日濠貿易（1）

で次のような双方の意見の一致を見た。

- 一、日濠新通商条約は関税協定のみとする。
- 二、新条約は最恵国条款を原則とする。
- 三、相互に輸入制限、輸入割当など通商を阻害すべき措置を執らざることを確約する。
- 四、為替補償税について濠州政府は日本商品に対する適用を停止しているが両国とも将来実施せざることを確約する。
- 五、濠州側は日本よりの輸入商品に対する関税は中間税率を適用する。

日本側は綿布、絹織物、人絹、陶磁器、餐缶詰食料品等の重要輸出品について現行関税の五分ないし一割の引き下げ、対日協定関税および英特惠関税の据置確認を要求した。これに対し、濠州側は日本からの輸入は増加しており、関税引き下げは意味がなく、濠州にとっては関税収入の減少を招くと反論し、関税率および特惠税率据置に関しても国内と英本国との関係から困難であると主張した。さらに、日本側に対して濠州羊毛に対する日本の関税無税据置の確認と円為替低落の場合の措置として為替条項の条約への組み入れなどを要望した。こうした両国の主張状況から、当初の予想とは裏腹に、条約交渉はさらに一、二ヶ月かかると予想されていた⁽⁵⁶⁾。

日濠間通商条約締結に向けての日濠会商の交渉再開は新聞紙上でも大きく報道された。『東京朝日新聞』は、1936（昭和11）年1月14日の社説「日濠会商の再開について」のなかで、「日濠会商の場合においても、他の場合と等しく其背後にイギリスの介在があつて、濠洲独自の意思を以て問題を解決出来ない情勢にあるいとふことは了解せねばならない。単に我国としても濠洲よりの輸入の多寡を以て日濠通商関係を有利に転換せしめることの困難なる理由はその点にある。即ち英国と濠洲との通商関係においても、又原料と製品の交換を本質とする点において日濠関係のそれに近似しており、加之両国の政治的關係によつて、濠洲は英国の意思に屈従して邦品に対する差別

待遇の如きもこれを実行せざるを得ないのである。若し日濠間の通商関係が今日の如き片貿易の状態でないならば、恐らく日本品に対する重課は遙に極端なるものであつたであらう。即ち濠州は日英両国の間に挟まつてサンドウィッチとなつて苦しい立場にあることは了解出来る。けれど濠州自らとしては考へなくてはならないのは、最近東洋諸国と濠州との間における貿易の非常に重要性を増して来た事実である。濠州政府もその点に注目し、先に我国を始め東洋諸国に商務官を送り一段とその通商関係を緊密ならしめんとするが、かくの如き希望も濠州が依然として英国との三角関係にのみ支配せられ、その自由を失つた状態であるならば到底円滑なる展開を望み得べくもないのであつて、この点は吾人が日濠会商の成立を希望すると同時に濠州政府当局に対して一段と反省を求めておきたいところである」⁽⁵⁷⁾と述べている。濠州に対して英国との関係に縛られることなく、東洋諸国との関連の中で日本との貿易関係を構築すべきだという日本側の主張がこめられている。

しかしながら、その後の日濠間の通商条約締結は進展しなかった。2月20日には濠州政府の交渉主任大臣が日本代表のシドニー総領事に対して、日本製品があまりに低廉であるために現行従価税では関税収入が減少するとの理由から、綿花及び人絹布に対し近く高率の従量税付加することになろうと語った。3月10日には濠州側より高率従量税を付加する代わりに濠州へ輸入する本邦綿花及び人絹布を夫々五千万ポンド、二千五百万ポンドに自制するよう求めてきた⁽⁵⁸⁾。

さらに、マンチェスター商業会議所の後援によるランカシャーの通商使節団が1936年3月初めから4月末まで濠州国内を遊説して日本製綿布および人絹布の数量制限を訴えた。英本国のランカシャーでは、繊維産業が濠州市場への日本製綿布および人絹布輸出によって打撃を受けており、この使節団は英国の綿布製造業者および輸入業者のあらゆる団体の支持を得ていた。濠州中を回ったこの使節団は、「織物は英帝国内から輸入すべし」という主張

をしたが、豪州国内での反応は良好で、連邦政府閣僚からも指示が寄せられた。また、団長のトンプソンによって「日本に輸入割当制度を実施すべし」という宣言が発せられると、日豪間の通商協議は急速に悪化していった。豪州政府は何等かの措置によって日本製織物の輸入を規制しようと考えており、最終的には豪州の対英肉類輸出拡大と引き換えに日本製織物の関税引上げによる恩恵を英国に与えようとしたのである⁽⁶⁹⁾。こうした中で、日本人絹糸布輸出連合会では4月15日から豪州向商品に統制手数料を課し、輸出価格の引上げを行っている⁽⁶⁰⁾。

一方、1936年2月以降は日本の軍事化、軍事的進出に対する脅威が豪州、英国において急速に高まっていった。その原因となったのが、石丸藤太『日英必戦論』⁽⁶¹⁾ および石原廣一郎『新日本建設』⁽⁶²⁾の著書にあるといわれている。海軍少佐石丸藤太の『日英必戦論』は、1933（昭和8）年9月に春秋社より発行された。この著書は、日本が英国に宣戦して豪州を攻撃する様子をリアルに仮想して、次のように記している。

開戦となるや否や、日本は迅雷耳を蔽ふの暇なき敏速を以て、香港とシンガポールを攻略するであらう。だが日本の艦隊が攻撃を加へねばならぬ英国の領土は只だにこの二つのみでない、例へば英領ボルネオの如き、或は又濠洲の如きも、日本艦隊の活動範囲内にあつて、自然に攻撃の目標となるのである。

濠洲、新西蘭を占領せんとすれば、日本が英艦隊を撃破して南太平洋の海権を握つた暁でなければ之を行ふを得ない。故に南支那海に於ける日英両艦隊の決戦が起るまでに、日本の為し得るところは、満洲の一部を海上より砲撃するか、又は空中攻撃を加へて、その施設を破壊し、又濠洲人を威嚇する程度を以て満足せねばならぬ。

濠洲に対するこの種の攻撃は、距離の関係上多くはその北部一帯に限られ、それ以上の行動は潜水艦を以てする以外、如何なる日本軍艦も之を行ふことは出来ない。例へばシドニーは濠洲艦隊の主たる根拠地であり、濠洲の頭脳とも云ふべきところであるから、之を攻撃するの価値は素よりある。然るに同地に達するには少くも十日間を要するので、印度洋を越へて来東しつゝある対敵を前に控ふる

日本艦隊としては、同地の攻撃は冒険であり寧ろ危険である。故にシドニー、メルボルンの如き、濠洲東岸及南岸の都市に対する攻撃は、我が潜水艦の力に依頼する外はない従つてその與へ得る損害も大ききを望むを得ない。

之に反して濠洲北岸の攻撃は、距離の上からは、日本艦隊の可能的活動範囲内にあり、我が艦隊は攻撃を加へた後、悠々として引揚げ、次で東來する英国の増援艦隊を攻撃することが出来る。

次に開戦の初期における濠洲に対する日本艦隊の攻撃を想像してみよう。

一九三六年九月三日、日本は英国に対して宣戦した。それから六日目の九月九日の早朝、日本の一萬噸巡洋艦三隻は、航空母艦三隻を伴ふて濠洲北岸のポート・ダーウキン沖に現はれ、先づ航空母艦から飛行機十数機を放つて空中より同港を爆撃した。寝耳に水の同港住民が右往左往して逃げ惑ふその中を、日本の飛行機は息もつがずに港口の砲台、海軍用建物、無線電信所、倉庫等に爆弾を投下し、忽ちにして火災は港内に起つた。

警備の軽巡洋艦は三隻の駆逐艦と共に直ちに出動して港外に出たが、そこには日本の大巡洋艦が待ち受けてゐて、頗る遠距離から大きな砲弾を浴せかけた。偶ま一弾は英艦に命中して火災を起したので、敵はぬと見た英艦は砲台の射程内に退却した。

すると日本の大巡洋艦は港口に近づいて、二万米の距離から八寸砲を以て砲台と港内を攻撃した。

日本の飛行機が爆撃を開始してから凡そ二十分程たつと、同港にあつた英の飛行機十数機も亦地上を離れ、こゝに日英飛行機の猛烈なる空中戦が始まつた。英国側はだんだんに機数を増加したが、日本の航空母艦からも亦飛行機を増加して之に答へ、これ等の飛行機は互に入り乱れて戦つた。英国側の飛行機数機は日本の巡洋艦に近づき爆弾を投下した。然るに投下が正確でないのと、日本巡洋艦からの高射砲の爲めに妨げられて一つも奏功せなかつた。

凡そ四十分も戦つた後、日本の飛行機は引揚げて西方の洋上に去り、巡洋艦も亦砲撃を止めて同方向に去つた。英機数機は之を追撃したが、日本飛行機の反撃に逢て、或るものは射墜され、或ものは逃げ帰つた。

北方のポート・ダーウキンでこれ等の戦闘が行はれつゝある間に、その南方六一〇哩のところにある濠洲西岸の一港ダービーも亦日本の軍艦と飛行機の攻撃を受けた。即ち同日払暁、日本の軽巡洋艦二隻はキングサウンド沖に現はれ、飛行機を飛ばしてダービーを爆撃し、次で巡洋艦からも港を目かけて六寸砲弾の雨を降らせた。ここでは日本軍艦からの攻撃を予期してゐなかつた為め、港口の防御は極めて貧弱であり、且老朽の駆逐艦が一隻港の警備に任じてゐるに過ぎなかつた。そういふ状態であるから、日本の巡洋艦は殆んど何等の妨害を受けずに、凡

そ三十分間攻撃を続行した後、飛行機を引上げてこれ亦西方洋上に姿を没した。

ポート・ダーウキンとダービーが日本軍の攻撃を受けたといふ警報は全濠州人を戦慄させた。彼等は今まで不法にも日本人の入国を排斥しながら、天恵の沃土に飽衣暖食の楽しい夢を貪つてゐたので、日本軍の不意の襲来には、それだけ驚きと悲しみが深かつた⁽⁶³⁾。

一方、石原廣一郎『新日本建設』は、1934（昭和9）年11月17日に立命館出版部より発行された。この著書では日英関係に関して次のように述べている。

最近、日英関係が好転し、或は日英同盟説迄噂に登つて来たが、之は考へねばならぬ。

豫て日英同盟を結んだことがあつたが、其の間日本は英国の東洋殖民地の番犬として、英人の極東に於ける護衛をさせられ、遂には欧州大戦の火中に捲込れ、大なる犠牲を払はさせられたが、大戦後英国に取つて日英同盟の継続は米国に対して都合が悪いので進んで破棄したのである。

然るに今日垂細垂に於ける英国の殖民地が聊か不安となつたので、殖民地の安全を図る彼の御都合と、便宜が必要となつて来たものであるが、この手に乗つてはならぬ。

日、英の経済関係は、利害の一致の出来ない対立的なものである。我对英外交は彼の殖民地の日貨排斥及関税障壁の撤廃を要求し、濠洲其他の門戸開放を実現し、日本人の自由入国を承認する迄對抗するにある。即ち、英国が翻然自覚し、自由貿易と、入国の自由を認めれば、初めて日英同盟も意義を為すものである⁽⁶⁴⁾

石原は、この著書のなかで、英国は放棄した自由貿易を復活し、関税障壁を撤廃すべきことを強調した。さらに、濠州に関しては「濠洲は東洋人の入国を禁止してゐるから産業は発展しない。某英人が濠洲を開発せんとせば東洋人に開放するより外に途なしと論じて居るのは当然である。（中略）濠洲の中央には砂漠あるを以て、一平方秆に三十人を收容するものと仮定せば、約二億三千万人の收容力を有する。故に現在の人口六百四十万人を差引けば

今後の収容力実に一億六千七百万人の大多数に達する」⁽⁶⁵⁾と述べ、豪州を東洋人に開放し、日本人が東洋人の先鞭をつけなければならないと主張した。この著書によれば、満洲に2,400万人、南洋に8,400万人、豪州に1億6,700万人の合計2億7,566万人が殖民できると仮定していた⁽⁶⁶⁾。

また、同書の巻尾にある付録の地図の表題には「斯く新日本を建設せよ」⁽⁶⁷⁾と記され、この地図には日本、満州国、シベリヤ、蒙古、支那、インド、フィリピン、ジャバ、スマトラ、ボルネオ、セレベス、ニューギニア、豪州、ニュージーランドが移植地として同色に塗られ、日本はこれ等の地域から原料を輸入して工業中心地になるものと想定されていた。

このように、両書とも日本の海外殖民および海外侵略について、大東亜主義、大陸主義、南進主義に基づいて実行すべきことを強く主張していた。とくに、1936年2月6日に『日英必戦論』が"Japan must fight Britain"⁽⁶⁸⁾の英文題名として英国ロンドンで翻訳出版されると、日本の海外侵略に対して警戒感を強めていくこととなった。この出版を契機として、ロンドンの各新聞はその内容を報じ、英国、豪州、米国、フランス、ドイツ等の諸国でも有力新聞紙がその著書の一部を連日掲載した。フランスでもこの著書はフランス語に全訳されたという。2月8日発の時事新報ロンドン特派員は、この本は「果然大センセーションを捲起し、同書の内容はロンドンの各紙に掲載され、これを以て日本の野心を暴露したものとなし、イギリス政府の大軍備計画を拍車づけるものであると評してをり、イギリスの対日輿論に重大変更を加ふべき形勢にある」⁽⁶⁹⁾と特電した。さらに、豪州の新聞でもこの著書が取り上げられるようになり、日豪関係は急激に悪化する結果となった。

一方、日本では1936年3月に広田内閣が成立し、「国策の基準」を決定して日満支三国の提携を掲げてソ連に対抗し、東南アジアの資源確保のために南方進出が国策となった。軍部は帝国国防方針を決定し、大規模な軍備拡張計画を開始した。同年5月、広田内閣は軍部大臣現役武官制を復活させ、軍

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

部大臣に現役の大將・中將を置くことになり、軍部ファシズム体制を形成するきっかけとなった。このように、日豪関係は日本脅威論を背景に、豪州政府が日本との通商関係を大幅に修正するという方向に向かっていった。

《注》

- (1) 『最近濠洲の保護関税政策』（日本商工会議所，1931年3月），1-3頁。
- (2) 外務省監修『通商条約と通商政策の変遷』（世界経済調査会，1951年），836頁。
- (3) 1936年の日豪貿易と通商条約については、福嶋輝彦「貿易転換政策」と日豪貿易紛争（1936）－オーストラリア政府の日本織物に対する関税引上げをめぐる（『国際政治』68号，1981年8月），P・B・マフィー・福嶋輝彦訳「太平洋協定とオーストラリアの安全保障（一九二一-三七年）」（『国際政治』68号，1981年8月），外務省監修『通商条約と通商政策の変遷』（世界経済調査会，1951年3月），石井修「大恐慌期における日豪通商問題」（『一橋論叢』114（1），1995年7月），株式会社兼松商店調査部『濠洲』（国際日本協会，1943年2月）などがある。また，1936年の豪州高関税に関して一連の動きを追ったものとしては、『濠洲の対日高関税と通商擁護法発動迄の経緯概略』（日濠協会，1936年8月）がある。戦前の豪州経済史あるいは日豪貿易史に関するものとしては，岡倉古志郎『濠洲の社会と経済』（電通出版部，1943年2月），佐藤貢『濠洲及新西蘭の農畜産業』（欧亜通信社，1943年9月），伊藤敬『現代濠洲論』（三省堂，1943年2月），金子鷹之助・清川正二『南方経済資源総覧第12巻（オーストラリア・ニュージーランドの経済資源）』（東亜政経社，1943年3月），遠山嘉博「日豪羊毛貿易の起源と発展」（『追手門経済論集』XXXX巻第1号，2005年9月），成田勝四郎『日本通商外交史』（新評論，1971年2月）などがある。
- (4) The Australian Eastern Mission, 1934, "Report of The Right Honorable J. G. Latham, Leader of The Mission", National Archives of Australia , A981, FAR5 PART16.
- (5) 西川忠一郎『最近の濠洲事情』（三洋堂書店，1942年10月），256頁。
- (6) 同上，256-257頁。
- (7) 同上，257-258頁。
- (8) 日本化学繊維協会編『日本化学繊維産業史』（日本化学繊維協会，1974年12月），129頁。
- (9) 同上，130-131頁。
- (10) 豪州連邦は，1901年1月1日に植民地六州が結集して成立した。連邦の首都はメルボルンとされ，連邦最初の首相にはエドモンド・バートンが指名された。

- (11) 豪州連邦では、憲法において他国および諸州との通商貿易、生産または輸出に対する課税及び奨励金に関して法律を制定する権限を付与された。この憲法では、関税の徴収および統制、奨励金の支出については、連邦政府の権限に移すことが決められた。しかし、連邦成立後十ヶ年間および連邦議会が異なる決議を為すまでは、関税および消費税の歳入額の四分の三は各州に交付することが規定されていた。各植民地は、当初からそれぞれ独自の財政制度と関税制度を有していたが、連邦成立後も関税法成立までは各州の事情により保護貿易あるいは自由貿易の政策をとることになった。たとえば、ニューサウスウェールズ州は自由貿易政策を取っていたのに対して、ヴィクトリア州は保護主義的色彩が強かった。こうしたところから、州予算は連邦政府よりも大きく、豪州連邦とビクトリア州の両方の首都だったメルボルンでは、州政府の公務員数が連邦政府の公務員数を大きく上回っていた。鉄道、刑務所や警察、教育、土地や鉱山、社会福祉などの多くの分野が州政府の権限として残されていたためである（ジェフリー・ブレイン著 加藤めぐみ・鎌田真弓訳『オーストラリア歴史物語』、明石書店、2000年9月、178頁）。
- (12) 前掲『最近濠洲の保護関税政策』、29-32頁、62-68頁。
- (13) 『世界重要資源調査第二号・羊毛』（外務省調査部、1939年11月）、360頁。
- (14) 前掲『最近濠洲の保護関税政策』、82-85頁。
- (15) 同上、87-88頁。
- (16) 同上、101頁。
- (17) 同上、102-103頁。
- (18) 同上、123-132頁。
- (19) 『英国綿業の衰退と其対策』（全国産業団体連合会事務局、1934年2月）、1-9頁。
- (20) 同上、38-39頁。
- (21) オタワ会議による英本国と豪州間の協定は、本文十六ヶ条付属表八葉からなり、有効期間は五ヶ年で、その後は六ヶ月の予告をなして廃棄しうる旨が規定されていた。英本国では1932年10月25日に法案が提出され、11月3日に下院、11月15日に上院を通過して即日施行された。その要旨は次のとおりである（前掲『世界重要資源調査第二号・羊毛』、362-367頁）。

甲 英本国の濠洲に與えた利益

- (一) 濠洲品は英本国に於て一九三二年十一月十五日以後に於ても同年制定の輸入関税法に定むる従価一割の輸入税及同法に基づき課せらるべき附加関税を免除せらる。

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

- (二) 英本国政府は外国産の小麦、バター、チーズ、林檎、梨、オレンジ、ザボン、葡萄（何れも生のもの）、果実缶詰、乾果実、卵（殻付き）、コンデンス・ミルク、粉ミルク、蜂蜜、銅等に対し附属乙表に規定する限度迄現行輸入税を引上げ若しくは新なる輸入税を設くる但し粒小麦及銅に対しては四に述べる留保条件がある。
- (三) 英本国政府は濠洲政府の同意なき限り外国産の左記貨物に対し一九三二年の輸入関税法により課せらるべき従価一割の輸入税を軽減することはない。
革、脂、肉缶詰、亜鉛、鉛、大麦、小麦粉、マカロニ、乾豌豆、家禽、乾酪素、ユーカリ油、肉越幾斯及肉精、コブラ乳糖、腸詰用腸管、ワットル皮、石綿、乾果実、但し鉛及亜鉛に付ては（四）に掲ぐる条件がある。
- (四) 前項の（二）及（三）の取極中粒小麦、銅、鉛及亜鉛に対する国税は英帝国内の是等の生産者が右貨物の英本国への輸入に際し世界的価格を以て提供することを条件となす。
- (五) 濠洲産の葡萄酒に対し一ガロンに付二志の特恵マーゼンを與ふ。
- (六) 英本国政府は英本国内及自治領に於ける畜産業の保護助長の為オタワ協定の存続中冷凍肉、冷凍羊肉、冷凍牛肉及冷蔵牛肉の英本国への輸入を制限すべく而して是が第一着手として英、濠両政府は夫々左記の措置（省略）を講ずる。
- (七) 英本国政府は非自治植民地及保護領が現に英帝国内の何れかの地方に対して與へつゝある特恵を濠洲に対しても與ふるやう取計ふべし但し一九三〇年の関税協定に基き北部ローデシヤ及南阿高級委員会地域に対して與ふる特恵は此限りでない。
- (八) 英本国政府は附属表に掲ぐる植民地及保護領が濠洲産の左記貨物に対し同表に掲ぐる特恵を與ふるやう取計らふ。
- (イ) バター、チーズ、ベーコン、肉缶詰、コンデンス・ミルク、粉ミルク。
- (ロ) 果実缶詰、野菜缶詰、乾果実、生果実、ジャム、ゼリー。
- (ハ) ブランデー、葡萄酒。
- (ニ) ビスケット、糖果、粉類、木材、其他。

乙 濠洲側の英本国に與えた利益

- (一) 濠洲に輸入せらるる英本国品に対しては左記の特恵を與へ濠洲政府は右原則に副はざる現行関税を連に改正すべきである。

- (イ) 英本国品が無税なるか又は従価一割九分を超へない関税を課せられたものであるときは英特惠税率と最惠待遇を受くる外国より輸入の同種の貨物に課せらるる税率との差額は最少従価一割七分五厘となす。
 - (ロ) 英本国品が従価一割九分を超へ且従価二割九分を超るざる関税を課せらるるものであるときは英特惠税率と最惠待遇を受くる外国より輸入の同種の貨物に課せらるる税率との差額は最少従価一割七分五厘となす。
 - (ハ) 英本国品が従価二割九分を超える関税を課せらるるものであるときは英特惠税率と最惠待遇を受くる外国よりの輸入の同種の貨物に課せらるる税率との差額は最少従価二割となす但右差額を維持する結果従価七割五分を超える関税を設くることなきものと定むる。
- (二) 前項の原則に対しては左記の例外を設くる。
- (イ) 商業でない目的で生産した貨物には右の原則を適用しない。
 - (ロ) 英、濠洲政府に依り右原則の適用を不必要と認められた特殊貨物は之を除外する。
 - (ハ) 附属表第二部に掲げらるる貨物に対しては原則は適用されない但右貨物に対しては大体现行の特惠マージンを維持するものである。
- (三) 濠洲政府は現行関税中の英本国品に対する特惠マージンで前述(一)に掲ぐる原則を超過するものを其儘維持するものである但し附属表第三部に掲ぐる貨物に付ては右特惠マージンを該表下段に掲ぐる限度迄縮小するの権利を保留するものである。
- (四) 濠洲にて保護関税を設くるに当りては左記の原則に従ふべきものとなす。
- (イ) 保護を興へらるる産業は確実に且合理的に成功の見込あるものに限るべきである。
 - (ロ) 保護税率は経済的且能率的に生産せらるる場合に於て必要であると認めらるる生産費を基礎となして英本国品が充分合理的に競争し得る限度を超えざることを要するものである尤も未だ基礎の確立しない産業に就ては特殊の考慮を加ふべきである。
- (五) 濠洲政府は速に関税委員会をして濠洲の現行保護関税が前記(四)項の原則に合致して居るか然らざるかを審査せしむべきで若し合致し居らざるものある場合は英本国品に対する右税率を之に合致するやう改正すべきである。
- 前記の関税委員会の審議に際しては英本国の生産者は之に出席して意見開陳をなすことが出来る。

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

- (六) 濠洲政府は英本国品に対して新たに保護関税を設け若くは之に対する現行関税を増加する場合には関税審議会の勧告せる額を超ゆることない様になすべきである。
- (七) 濠洲政府は英本国品に対し左記の取扱をなすべきことを約するものである。
- (イ) 或貨物の輸入を禁止した一九三二年五月十九日の布告は之を成るべく速に廃止すること。
- (ロ) 一九三二年五月二十四日濠洲議会で提出された決議に依り賦課せらるる付加課金を成るべく速に撤廃すること。
- (ハ) 濠洲政府の財政の許す限り速に割増税を軽減又は廃止すること。
- (八) 濠洲政府は非自治植民地、保護領、タンガニカ委任統治地域、カルメン及トーゴラント英委任統治地域に対し
- (イ) 英本国政府の要求あるときは現に英本国に與へつつある一切の特恵を與へ
- (ロ) 附属表に掲げた是等地方の産品に対し同表に定めた特恵を與ふべきものとなす
- (22) 前掲『世界重要資源調査第二号・羊毛』, 368頁。
- (23) 豪州東洋使節団の日本訪問については、The Australian Eastern Mission, 1934, op.cit., "Report of The Right Honorable J.G. Latham Leader of The Mission", National Archives of Australia, pp.16-22. に詳しい。なお、使節団員はレーサム団長の他、エリック・エドウィン・ロングフィールド・ロイド (Eric Edowin Longfield Lloyd, アドバイザー)、アーサー・クロード・ムーア (Arthur Claude Moore, 情報書記官)、ヘンリー・オースティン・スタンディッシュ (Henry Austin Standish, 秘書)、ジョン・レスリー・ファーガソン (John Leselie Ferguson, 副秘書)、マジョリー・ミリセント・グロブナー (Marjory Millicent Grosvenor, 速記者) であり、レーサム夫人と娘も同行していた。また、E・E・ロングフィールド・ロイドは1935年に豪州最初の東京駐在商務官に任命された。
- (24) 「外交代表交換より先づ通商代表」(『東京朝日新聞』1934年5月8日)。
- (25) 同上。
- (26) レーサム外相の日本親善訪問は、各方面で大歓迎された。1934年5月8日午後長崎入港すると官民多数の出迎えを受けた後、開催中であった国際産業観光博覧会を視察した(「レーサム外相長崎着」『東京朝日新聞』1934年5月9日)。9日午後には神戸入港すると、真木外務事務官、蔵重兵庫県内務部長、勝田市長をはじめ市内小中学校約1600名の盛んな歓迎を受けた(「レーサム外相一行、

けふ神戸上陸」『東京朝日新聞』1934年5月10日)。10日夜に東京に入ると、翌11日には天皇陛下に謁見し、その後、天皇后並びに秩父宮ほか皇族が出席して午餐を共にした(「レーサム特使、晴れの参内」『東京朝日新聞』1934年5月12日)。11日夜には広田外相主催の歓迎晩餐会に出席した(「特使夫妻を招き親善の歓談」『東京朝日新聞』1934年5月12日)。12日には日豪両外相会談が行われ、日英協会での午餐会の後、午後からは日光に向かい、翌13日まで日光見物に出かけている(「歓迎午餐会、日英協会」『東京朝日新聞』1934年5月13日)。

- (27) 「国際的親善は人類繁栄の基礎」(『東京朝日新聞』1934年5月10日)。
- (28) 「日濠両外相懇々けう会見」(『東京朝日新聞』1934年5月12日)。
- (29) 「日濠間の根本的問題双方の了解成る」(『東京朝日新聞』1934年5月13日)。
- (30) 「シンガポール要塞は英領防備が目的」(『東京朝日新聞』1934年5月15日)。
- (31) 「日濠の親善を深めて通商円滑を図りたい」(『東京朝日新聞』1934年5月15日)。
- (32) 「具体的交渉来週から開始」(『東京朝日新聞』1934年5月13日)。
- (33) 「日濠通商条約締結に一步を進む」(『東京朝日新聞』1934年5月16日)。
- (34) 「レーサム外相日本を去る」(『東京朝日新聞』1934年5月22日)。
- (35) 「レーサム外相帰国して語る」(『東京朝日新聞』1934年6月13日)。
- (36) J.G. Latham, "Far East. Report presented to Parliament of the Australian Eastern Mission, 1934, by the Right Hon J.G. Latham", National Archives of Australia ,A981, FAR5 PART17.
- (37) Ibid.,p.7.
- (38) Ibid.,p.15.
- (39) 「濠洲通商代表を東京に常置せん」(『東京朝日新聞』1934年7月8日)。
- (40) J.G.Latham, op.cit.,"Far East. Report presented to Parliament of the Australian Eastern Mission, 1934, by the Right Hon J.G. Latham", p.27.
- (41) 「濠洲答礼使節出淵大使 閣議正式に決定」(『東京朝日新聞』1935年7月3日)。
- (42) 「日濠親善通商に一新紀元を画す」(『東京朝日新聞』1935年7月9日)。
- (43) 「出淵使節の使命 我通商方針の徹底」(『東京朝日新聞』1935年7月9日)。
- (44) 「濠洲官民に対し我真意徹底せしむ」(『東京朝日新聞』1935年7月12日)。
- (45) 「外相官邸の送別宴」(『東京朝日新聞』1935年7月12日)。
- (46) 「出淵濠大使けふ鹿島たち」(『東京朝日新聞』1935年7月16日)。
- (47) 「特命全權大使出淵勝次 渡濠に際して」(『東京朝日新聞』1935年7月16日)。
- (48) 同上。

豪州保護関税政策と日豪貿易（1）

- (49) 「日濠協会設立」（『東京朝日新聞』1935年9月5日）。
- (50) 「日濠通商条約交渉順調に進み来週早々再開」（『東京朝日新聞』1935年9月28日）。
- (51) 同上。
- (52) 「日本通商交渉一月八日から会商を再開」（『東京朝日新聞』1935年12月15日）。
- (53) 「日濠会商再開!関税引下要求」（『東京朝日新聞』1936年1月12日）。
- (54) 「日濠通商条約近く成立の運び」（『東京朝日新聞』1936年1月18日）。
- (55) 「対濠通商策決定に近く六省会議召集」（『東京朝日新聞』1936年1月24日）。
- (56) 同上。
- (57) 「日濠会商の再開について」（『東京朝日新聞』1936年1月14日）。
- (58) 「断乎、濠洲に対し通商擁護法発動」（『東京朝日新聞』1936年6月25日）。
- (59) 豪州の織物関税引上げと英国との関連については、前掲「貿易転換政策」と日豪貿易紛争（1936）—オーストラリア政府の日本織物に対する関税引上げをめぐる—、63-67頁、および前掲「大恐慌期における日豪通商問題」、9-11頁を参照。
- (60) 石丸藤太『日英必戦論』（春秋社、1933年9月）。なお、石丸藤太の一連の著書は、日米対立と日英対立を中心としたものに大きく分かれ、これに関連した著書として『戦雲動く太平洋』（春秋社、1933年5月）、『大英国民に與ふ』（春秋社、1936年4月）、『日英戦争論』（春秋社、1937年11月）などがある。
- (61) 平尾彌五郎「日濠通商紛争と其の対策」（『外交時報』1936年6月15日、外交時報社）、109頁。
- (62) 石原廣一郎『新日本建設』（立命館出版部、1934年11月）。
- (63) 前掲『日英必戦論』、404-408頁。
- (64) 前掲『新日本建設』、72-73頁。
- (65) 同上、34頁。
- (66) 同上、35頁。また、この著書では、今後の日本外交政策について、次の五項目を提起している（前掲『新日本建設』、74-75頁）。
- 一、日、露、独の握手を図ること。
 - 二、自主的強硬外交により、英、米其他列強に当ること。
 - 三、軍備平等権を獲得すること。
 - 四、人種平等権を獲得し、列強殖民地の門戸解放、貿易の自由を徹底せしむること。
 - 五、大亜細亜主義を徹底し、米英其他列強の搾取より有色人種を救ふこと。
- (67) 「斯く新日本を建設せよ」（前掲『新日本建設』、付録地図）。
- (68) "Japan must fight Britain" は、G.V.Rayment の訳で、Telegraph Press

社および Hurst & Blackett 社より 1936 年に出版された。
(69) 「改装版発行に際して」, 1-2頁 (前掲『日英戦争論』, 所収)。